

## 令和3年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会議事録

### ○土肥生活衛生課長

これより、令和3年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会を開催いたします。

私は、神奈川県食の安全・安心推進会議の幹事会で幹事長を務めております、生活衛生課長の土肥です。本日は、全体の進行役を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、秋山委員が少々遅れてお越しいただけるということですので、すみませんが、始めさせていただきます。それでは、着座にて進行させていただきます。

今回、委員の皆様方の御発言の際に、お席にマイクをお持ちしますので、御発言の前に大変恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願いいたします。それでは、審議会の開会にあたり、神奈川県食の安全・安心推進会議座長の首藤副知事に代わり、神奈川県健康医療局生活衛生部の三浦部長から御挨拶を申し上げます。

### ○三浦生活衛生部長

神奈川県健康医療局生活衛生部長の三浦でございます。委員の皆様におかれましては、大変御多忙にもかかわらず、また、コロナ禍の中、令和3年度第2回神奈川県食の安全・安心審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

去る第1回審議会では、第5次の「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」の策定に関する知事からの諮問に基づき、指針の素案について、書類にて御審議いただきました。その際、いただきました御意見を踏まえ、「第5次指針」の案を作成し、本日はお示しすることとしています。また、併せて、新たな指針に基づく令和4年度の「食の安全・安心行動計画」の案もお示しいたします。

さて、このコロナ禍は、人々の日々の暮らしを変えるなど、社会に大きな変化を及ぼしており、この審議会も書面での開催が続いておりました。このような中であっても、食の安全・安心の確保は、県民生活に必要不可欠な大変重要な取組みであり、本日の審議会では、指針の策定という重要課題について、御審議いただくにあたり、感染防止対策を施したうえで、実会議での開催をさせていただきました。委員の皆様におかれましては、食の安全・安心の確保の推進にお力添えをいただき、忌憚のない御意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○土肥生活衛生課長

ありがとうございました。神奈川県食の安全・安心審議会規則第5条第2項により、本審議会の定足数は過半数となっておりますが、本日、委員16名のうち、現在12名の委員の先生方に御出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることを報告させていただきます。なお、吉田委員、川口委員、倉迫委員、矢野委員からは本日、所要により欠席の御連絡をいただいております。

また、本日の会議は、県の「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づきまして、会議及び会議記録については公開となっております。本日、1人の方が傍聴を希望されておまして、傍聴要領に定められた定員は10名ですので、室内で傍聴をしていただいております。

続きまして、本日の進行につきまして、御説明を申し上げます。最初に、議題の(1)かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第5次)(案)につきまして、事務局から、指針素案から案への

変更点を中心に御説明した後に、御審議願いたいと思います。続きまして、議題の（２）かながわ食の安全・安心行動計画（令和４年度版）（案）につきまして、事務局から全体を通して御説明を差し上げた後に、御審議願いたいと思います。引き続き、本日の資料の確認をお願いします。

#### ○生活衛生課 青山グループリーダー

生活衛生課食品衛生グループの青山と申します。よろしくお願ひいたします。失礼ながら、着席で説明させていただきます。お手元の資料ですが、次第及び資料は事前に御検討いただくため、12月15日付で皆様にお送りさせていただいているところでございます。資料の確認をさせていただきます。事前配布のものにつきましては、次第、次第については、裏面に委員名簿を記載させていただいております。続きまして、資料1 かながわ食の安全・安心確保の推進に関する指針（第5次）（案）、次に資料2 かながわ食の安全・安心行動計画（令和4年度版）（案）、続いて、参考資料の確認をお願いします。参考資料1 かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（案）について、新旧対照表となっております。参考資料2 かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第4次）、次に、参考資料3 かながわ食の安全・安心行動計画（令和3年度版）7月までの実施結果、参考資料4 神奈川県食の安全・安心確保推進条例、参考資料5 神奈川県食の安全・安心審議会規則及び審議会傍聴要領またですね、その他、本日お渡しするものとして机上の方に座席表、こちらは裏面に当局側の出席者名簿があります。次に、第4次指針策定時の答申書写しを置いております。最後に、かながわ食の安全・安心行動計画（令和3年度版）を各机の上にお配りさせていただいております。以上となります。

#### ○土肥生活衛生課長

本日の資料につきましては、既にお送りさせていただいた物をお持ちいただいた物、そして、本日机上配布させていただいた物がございますけれども、お手元に不足の物はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これ以降の進行につきましては、審議会の会長であります山田会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○山田会長

それでは、本日の進行ですけれども、まず、議題1 かながわ食の安全・安心の確保推進に関する指針（第5次）（案）について事務局から御説明いただいた後、御意見をいただきます。それでは、事務局から資料の御説明をお願いします。

#### ○生活衛生課 青山グループリーダー

説明させていただきます。指針案の説明に先立ちまして、第1回目の審議会でお示しした素案について、12月15日付で、皆様からいただいた御意見への対応について、今回の審議会の資料とともに、送付させていただいたところです。資料1のかながわ食の安全・安心確保の推進に関する指針（第5次）（案）に沿った形で御説明させていただきたいと思いますので、まずは資料1を御覧ください。

こちらは平成31年3月に策定した「かながわ食の安全・安心確保の推進に関する指針」平成31年度から令和3年度までの第4次指針について、指針の期間が満了するため、学識経験者、関係団体、県民の皆さんで構成する、神奈川県食の安全・安心審議会の意見を踏まえ、現在の食を取り巻く社会

情勢に対応した内容とするため、改定作業を行い、令和4年度を初年度とする新たな指針を策定することとしております。前回の審議会で指針の改正の素案を作成しまして、御意見をいただき、今回の審議会で、さらに改正させていただきましたので、御説明させていただきたいと思っております。

指針案の概要としましては、まず資料の1ページのところに、改定の趣旨として、第4次指針で推進してきた全体的な取組みを基本としつつ、第4次指針策定以降に発生した新たな課題に対応するため、施策の方向を示すことで、さらなる食の安全の確保と県民の食品や食品事業者に対する信頼の向上を目指す指針としております。

この指針の期間は令和4年度から令和6年度までの3年間とさせていただきます。

指針の性格としましては、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第8条に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示すものです。

では、5ページの図を御覧ください。総合的かつ中期的な目標及び施策の方向としましては、左側にある、食の安全・安心の確保を実現するための総合的かつ中期的な目標を生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保及びリスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）とし、施策の方法として、この目標を達成するため、第4次指針に引き続き、10の施策としております。あわせて参考資料1の、かながわ食の安全・安心確保の推進に関する指針新旧対照表を御覧ください。こちらは第4次指針との新旧を示しておりますので、あわせて御説明させていただきます。なお、新旧表中下線を引いた部分は、第4次指針からの変更点であり、太字のイタリック文字が、第1回審議会で告示した素案から変更した部分となります。

まず、資料1の20ページ及び21ページをお開きください。参考資料1は、9ページを御覧ください。最初に、重点的取組みについて、第4次指針に引き続き、素案で告示した通り、食品表示の適正の確保を推進する取組み、情報の共有化と意見交換を推進する取組み（リスクコミュニケーションを推進する取組み）、この2点を重点的取組みとさせていただきたいと思っております。新たな食品の表示方法を定めた食品表示法が平成27年4月に施行されたことから、第3次指針から表示については、重点的取組みとしてきました。この新たな表示基準については、令和2年3月末に経過措置が終了しましたが、食品の表示は、県民が食品を選択する上で重要な情報源であり、第5次指針においても重点的取組みとし、引き続き、食品表示の適正の確保のため、食品の営業者等への適切な指導や、県民への情報提供等を推進することとしました。また、第4次指針において、重点的取組みとしていた情報共有化と意見交換を推進する取組みについても、県民の意見調査や情報発信の方法を見直して、効率的にリスクコミュニケーションを推進して参ります。次に、こちらの重点的取組みについていただいた御意見としましては、資料1の21ページの情報共有化と意見交換を推進する取組み（リスクコミュニケーションを推進する取組み）では、24ページ4番の「県民意見の反映」のところがございます「食の安全・安心に関するアンケート」において、アンケートの協力者が令和2年度において126名と、必ずしも多くなく、神奈川県ホームページを見ても、すぐに目に入るわけではないことから、神奈川県にアクセスした人が気軽に答えられるような工夫が必要ではないか、といった御意見をいただきました。ホームページを使用したアンケートや意見募集は今後もより一層活用していく必要があると考えており、ホームページの掲載方法や周知方法を気軽に答えただけのような工夫を、より一層努力して参ります。また、情報共有化と意見交換を推進する取組みである「かながわ食の安全・安心キャラバン」は、今後も積極的に進めさせていただきたいとの意見をいただきました。こちらにおいても、

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年度から開催を見合わせているところですが、重点的取組みとして、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながらも、県民とのリスクコミュニケーションを積極的に進めて参りたいと考えております。その他の部分についても、食品に係る大きな事故等なかったことから指針の内容は大きく変更せずに、取組んでいくこととしております。

その他の重点事項以外について、前回お示しした素案から改正した部分を御説明させていただきたいと思っております。資料1の1ページ、参考資料1の1ページをお開きください。「2改定の趣旨」の3行目のところですが、「令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、すべての取組みを計画通り、実施することが困難な状況でありましたが、感染症拡大防止の対策を取りつつ」、次の部分、「集合型の講座や、県民と直接会話する業務の見直しを行い」としておりました。県民と直接会話する業務とは、感染の危険性を高める飛沫発生を伴う事業を見合わせたものですが、「県民目線では、行政の「消極的姿勢ととらえられかねない」との御意見があり、記載内容を、「集合型の講座等の開催の見直しを行うなど感染症拡大防止の対策を取りつつ、業務の見直しを行い」という形に変更しました。次の部分の、「優先順位をつけて、できる限りの取組みを実施することができました。」については、「具体的にどのようなことを指しているのか明確な表現ではない」という御意見を受け、具体的な方向性がわかるように、「食の安全・安心の確保の推進ができるよう」と加筆しました。

次の部分、資料1の7ページ、参考資料1の4ページをお開きください。こちらは、資料1の7ページのところに訂正がございますので、御説明させていただきます。下の注釈の部分10の農薬としているところの、参照ページを、30から31ページに訂正をお願いいたします。では、こちらの「2 生産者等に対する指導等の実施」の、生産者等に対する、食品に含有する放射性物質に対する対応の部分についてですが、震災後、10年が経過したこと、近年、本県の生産物から基準値を超過する検査結果が出ていないこと。昨年度、国の原子力災害対策本部が策定した「検査計画出荷制限等の品目・地域の設定・解除の考え方」を示したガイドラインにおいて、検査対象品目及びその対象自治体が整備されたこと、これらを勘案して、3行目からの「放射性物質等の必要な検査を行い、」としている部分を、「放射性物質等は、必要に応じて検査を行い」という形に変更することといたしました。文言は変わりますが、検査の見直しをしながら、必要な検査はしっかりと行って参ります。合わせて、(4)の2行目、「生産状況を踏まえて」と、これまでは、農林畜水産物等の生産状況のみを踏まえて検査を実施するとしておりましたが、「近年の検査結果」「等」も踏まえて検査を行うこととし、指導については、3行目後半「生産者等」の前に、「必要に応じて」を加えることとしました。

次の部分を説明します。資料1の11ページ、参考資料1の6ページをお開きください。こちらにも、申し訳ございませんが、訂正がございます。参考資料の6ページ、左側の欄、11ページと書いてある部分の、「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」の、括弧2の4行目、「HACCP沿った」と書いてございますが、「HACCPに沿った」と「に」を入れていただきますようお願い申し上げます。

では、取組み内容の(2)の部分ですけれども、「食品営業者等に対し、製造から販売に至るまでの過程において、HACCPに沿った衛生管理を適正に行うよう、それぞれの規模に応じた助言・指導を行います。」としておりましたが、「コロナ禍で食の安全・安心の確保の関心がますます高まっていると思うが、コロナ禍という社会情勢に、この指針が反映されているのか、わかりにくい」という御意見を受けまして、コロナ禍の社会情勢により増加している食品のテイクアウト等についても対応を行うことを加え、「新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、テイクアウトやデリバリー、ネットスーパーなど、食品の購入形態や提供方法に変化が生じています。それを踏まえて、食品営業者等に対し、

製造から販売に至るまでの過程において、HACCPに沿った衛生管理を適正に行うよう、それぞれの規模や形態に応じた助言・指導を行います。」という形に、変更しました。

次の部分を御説明します。こちらは新旧がない部分です。資料1の17ページをお開きください。最初にたびたび申し訳ございませんが、訂正をさせていただきます。下の部分の注釈部分となります。その食育のところですが、参考ページを27ページから28ページに、訂正をお願いいたします。

「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」、「9 情報の共有化の推進」のところを御説明します。（7）の下の写真の部分ですが、食の安全・安心基礎講座の横に「かながわ食育フェスタ」の写真を掲載していたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策のため、来年の令和4年度も実施予定がございません。そのため、このイラストを、「神奈川県食育マスコットかなふう」のイラストに差し替えております。

次の部分を説明します。資料1の27ページ、参考資料1の12ページをお開きください。こちらの表の4番目「ゲノム編集技術応用食品（ゲノム編集食品）」の解説について、今回から新たに加えた内容となっております。「遺伝子組み換えとは異なり、外来性の遺伝子がないこと、すでに機能のわかっている遺伝子を狙い撃ちしている技術であることを強調したほうが良いのではないか」という御意見を受け、厚生労働省が令和2年3月に作成しているパンフレット「新しいバイオテクノロジーで作られた食品について」に「ゲノム編集技術」と「Q&A」で記載された内容を参考に、次のように変えました。「細胞の中のDNA（デオキシリボ核酸）は、自然界または人工的な放射線により切断されることがあります。生物は切断されたDNAを修復する仕組みを持っていますが、修復に失敗するとDNAの配列が変わって突然変異が起こります。ゲノム編集技術は、決まったDNAの配列を切断する人工酵素を使って、狙った遺伝子に突然変異を起こす技術です。この技術を使って育てた作物や水産物などをゲノム編集技術応用食品と言います。なお、ゲノム編集では人工酵素で、決まったDNA配列を切断し、そこに他の生物から取り出した遺伝子を組み込むことも可能です。この場合は、遺伝子組み換え食品として取り扱われます。」という記載に変更しました。以上が、第5次指針素案からの変更点の説明となります。よろしくをお願いいたします。

#### ○山田会長

ありがとうございました。指針の策定に向けて諮問が出ておりますので、答申に向けて、本日の会議で審議を尽くしたいと思っております。それでは、今、事務局から説明いただいた、指針の案について、審議会から意見を述べたいと思っております。委員の先生方、御意見ございましたら、御発言をお願いします。上野委員お願いいたします。

#### ○上野委員

上野です。どうぞよろしくお願いいたします。大変よくまとめられていると思います。私は、特にリスクコミュニケーションの観点を注視して拝見しているのですが、コロナ禍でも、やれることを模索して、取り組んでいらっしゃるということを評価させていただきます。

個人的な関心もあるのですが、ゲノム編集技術応用食品の制度の枠組みが出来上がって、作物等の生産物で届出等が出ていると思いますが、どの程度市場化されているのかわからないことと、県としてどのような管理や監視を行っていくのかが見えないので、その辺を教えていただきたいと思っております。ゲノム編集食品の表示に関する見解は消費者庁が出していると思っております。遺伝子組み換え技術食

品とは違い、特に何もしなくてよいとされていますが、監視体制との連携について教えていただきたいと思います。

○生活衛生課 青山グループリーダー

ありがとうございます。食品衛生グループの青山から答えさせていただきます。

ゲノム編集食品については、基本的には規定がなく、食品衛生法で何か規制をされるということは、ございません。県としましては、消費者庁が任意の表示ができると言っているところですので、食品表示の部分で御相談を受けたときに、そういった部分を御案内する等としております。回答が前後して申し訳ございません。

流通については、届出されているものが、私が確認した時点では3つ出ておりましたが、現在流通している物は、トマトのみと聞いております。トマトについては、ネット販売のみという形をとっているということですので、一般のお店に並んでいる状況はないと聞いています。その他は、どのような流通をしているか、まだ情報が入ってきておりませんが、情報が入りましたら必要に応じてリスクコミュニケーションで情報提供したいと思っております。

○山田会長

それでは、長野委員をお願いします。

○長野委員

長野と申します。よろしくお願いします。先ほどおっしゃっていたゲノム編集技術応用食品について、私も気になっておりました。トマトが発売されたとあったのですが、今、ネットでしか売られていないと聞き、だからスーパーで見かけないとわかりました。今後、新たなゲノム編集食品、例えば、キャベツができましたとか、何かがありましたという情報は、ホームページで簡単に見られる仕組みがあるのでしょうか。これから作られるのか、食の安全の関係のページで更新されていくのか、教えていただきたいと思います。

○生活衛生課 青山グループリーダー

青山がお答えします。遺伝子組み換えに該当しないゲノム編集技術応用食品については、特に規定がないことから、厚生労働省が、任意の届け出制度をとっております。そちらに届け出た内容については、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、厚生労働省のゲノム編集技術応用食品のホームページを検索していただくと、その届け出一覧の情報が見られると思いますが、流通状況までは、記載されていないかもしれません。あくまで食品の届出内容、どのようなものかという情報のみとなっているかと思えます。

○山田会長

ありがとうございます。続きまして、柿本委員をお願いします。

○柿本委員

柿本でございます。御説明ありがとうございました。私からは2点コメントでございます。まず1点

目資料1の11ページ、「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」についてでございます。「新型コロナウイルスの流行に伴い」以降の文章を加筆していただき、非常に重要な言葉が入ったと思っております。ぜひこの言葉に沿ってやっていただきたいと存じます。コロナ禍が去りましても、テイクアウトやデリバリーの流れは、ますます広がると思いますので、よろしく願いいたします。

2点目は、20ページ、21ページの重点的な取組みのところですが、こちらも継続して取り組まれていくということですので、ぜひしっかりと取組みをお願いしたいと思っております。新しい技術ですとか、新しい問題とか、やはりこれからたくさん出てくると思っておりますので、リスクコミュニケーションはしっかり、進めていただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○土肥生活衛生課長

生活衛生課長の土肥でございます。御意見ありがとうございます。新しい技術というのは、得てして不安視をされる方もおられるかと思いますが、正しい情報を適確に皆様方にお届けすることで、食が豊かになったり、そうしたことも可能になっていく、というように思っております。その中で、リスクコミュニケーションが非常に大きな重要性を持っていると思っております。新しい技術に関する情報を含めて、適切に対応して参りたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

#### ○山田会長

磯崎先生お願いします。

#### ○磯崎委員

神奈川県医師会の磯崎です。3点お伺いしたいことがあります。まず、1点目が今回の2ページの改訂の趣旨のところ、「生産から販売に至る各段階における衛生管理」のことが書かれていますが、販売というところに関しては、医療的観点からですが、販売する方の衛生管理を含むと考えてよろしいでしょうか。

#### ○生活衛生課 青山グループリーダー

その通りでございます。

#### ○磯崎委員

そうするとコロナ禍が、一旦、収束してはいますが、そういった販売する場所の衛生環境、換気だとか、消毒といった問題も今回の指針の中に入れていくべき内容だと思います。

#### ○生活衛生課 青山グループリーダー

あくまで食の安全という観点で指針は作成しております。衛生管理対策と重なる部分もございますが、感染症予防とは別にはなってしまうかと思っております。

#### ○磯崎委員

わかりました。確認したかったので、ありがとうございます。

2点目ですが、食品の表示に関してお聞きします。最近、高齢者が増えてきて、老眼の方が多くな

り、そうすると表示が見えづらいということがありますが、これに関して何か決まりみたいなものはあるのでしょうか。フォントやサイズ等に関して、決まりがあるのでしょうか。これからこうしているなど対策などあるのでしょうか。

○生活衛生課 青山グループリーダー

食品表示に関して、ポイントの規制はあります。何ポイント以上という具体的な数値は、今お示しできませんが、かなり小さいポイントですので、高齢者の方が見るには厳しい、小さい文字であったと思います。高齢者の方向けのものについては、何か対応が必要とは思いますが、現状の最低ポイント数は、かなり小さい字で高齢者が見やすい状況ではありません。

○磯崎委員

これから高齢者が増えてきますので、県から御指導いただいて、大きな表示でわかりやすくしていただけると、ありがたいと思います。

3点目ですが、21ページの4のリスクコミュニケーションのところ、「学生等の若い世代を対象に、学校関係者や関係団体と連携を図りながら」とありますが、対象者は県立高校でしょうか。それとも小中学校含め、市町村に指導していきながら、こういった食育に関しての情報を広めていこうということなののでしょうか。それとも、県だから県立高校、ということなののでしょうか。

○生活衛生課 青山グループリーダー

今、県が実施しているのは、昨年度はこのコロナ禍では配布できませんでしたが、小学校高学年向けに、食品衛生に関する子供向けのリーフレットを作成し、県立に限らず、学校で配布してもらっているところです。このほか、連携が取れている大学の学園祭に参加させていただき、食品衛生に関する情報提供の場を設けさせていただく形をとらせていただいております。

○磯崎委員

わかりました。ありがとうございます。

○山田会長

他にどなたか委員の先生方、よろしいでしょうか。木村委員お願いします。

○木村副会長

先ほどから、何度か上がっている11ページの「6 食品衛生業者等に対する監視指導等の実施」(2)「新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、テイクアウトやデリバリー・・・」のところで一応確認したいのですが、「販売に至る」というのは、いわゆる消費者の手元にお届けするまでの流通、デリバリーまでを含んで、ということでしょうか。何故これをお聞きするかというと、私は微生物学が専門ですが、今回追加された、デリバリーによる提供販売では、微生物がデリバリー中に混入してくるという問題がある。また、食品微生物の問題としては、一番重要なのは温度管理であり、こういったものが、きちんとインディケーター等でモニタリングして、最終的に責任を持てる形でお届けをしないと、事故につながる可能性があると思っています。ここに記載している製造から販売というところ



ろは、以前は販売するところまでが製造者責任であり、そこから消費者に渡る、という概念だと思えますが、この文言の中で、今、私が懸念していた問題も含めて、対応するということが含まれているかどうかを確認させてください。

○生活衛生課 青山グループリーダー

デリバリーの部分ということでしょうか。配達の実操作でしょうか。

○木村副会長

一番リスクが大きい、今回コロナ禍で生じた新たな危惧というのは、デリバリーの部分であり、かなり大きいリスクであると思います。ですから、今回のこの指針の文章では、「HACCPに沿った衛生管理を適正に行うように指導を行う」とありますが、その指導部分に、デリバリーの指導を含めないと事故に繋がると思いますので、質問させていただいております。

○生活衛生課 青山グループリーダー

今、現状ですと、その販売元を指導する形をとっている状況であり、デリバリーで販売する形態であれば、そこを加味した危害を分析するということで指導しております。いわゆるデリバリーだけを行っている業者に対する指導というのは、現状は行っておりません。

○木村副会長

この辺りは、考え方の整理ではありますが、販売者がデリバリー事業者に、適切な温度管理や衛生的取扱いを要求する必要がある、ということを含めて、販売者に対して県が指導し、事業者に担保してもらい、というやり方をする必要はあると思います。デリバリー事業者に直接ということだけでなく、間接的にそういった指導をして、その中できちっとモニタリングしておかないと、そこが見落としになると思います。

○土肥生活衛生課長

貴重な御意見、ありがとうございます。製品の保存温度、温かいものは温かいままということになりますが、例えば、食肉製品であったり、生肉や鮮魚であったり、そうしたものにつきましては、10度以下、冷凍食品であれば、マイナス15度以下をキープするというのが、適切であろうと、私たちも思っております。その温度をキープした先に賞味期限ないし消費期限が担保されると思っておりますので、先生の貴重な御意見は、今後の新たな食の販売形態など、そうした広がりの中で、対応していかなければならないことと思っておりますので、今後どういう体制で対応ができるのか、ぜひ検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○木村副会長

はい、ありがとうございました。よくわかりました。

○山田会長

他に委員の皆様よろしいでしょうか。長野委員お願いします。

○長野委員

デリバリー事業者ですと、今年の夏はU b e r E a t sなどを見かけるようになったと思いますが、このような販売形態が原因で、実際に食中毒が発生したことはあるのでしょうか。

○土肥生活衛生課長

私共、県の所管域では、デリバリーを原因として、食中毒が発生したということはないと聞いております。

○長野委員

ありがとうございます。

○山田会長

よろしいですか。柿本委員お願いします。

○柿本委員

微生物のお話があったので、素朴な疑問ですが、温かいものを注文したけれども、運んでいるうちに温度が下がり、密閉された容器の中で変敗が起きたり、微生物が増えるというようなことが、あるのでしょうか。食中毒にはならないかもしれませんが、届いてから長時間放置しておいたらいけない、ということもあると思います。例えば、すぐに食べなければならぬとか、注意すべきことは、調理して、運ぶ人、そして私たち消費する人など、多様な場面があるように思います。ぜひ、しっかり運用をしていただいて、事故のないようにお願いいたします。以上です。

○山田会長

それでは、水谷委員お願いします。

○水谷委員

この指針が示すシステムは、生産する、販売するということまでですが、今のお話は、基本的に食べる側、消費者がどういう意識をもって食べるか、ということにつながってくると思います。

例えば、宅配の話ですが、ピザを作った時、ピザは80度くらいで、宅配されて受け取ってそれをどこかに置けば、当然、冷えてきてウエルシュ菌などが繁殖する可能性があります。そうすると、もう流通を超えて消費者がいかにか、そのことを把握しているかということになります。これは、あくまでも作る側も販売する側もですが、最終的な選択をする消費者に対する指導というものが、今の食の安全に関わる指針の中にありません。ありませんが、基本的には食べる人の責任、ということをお求めていくことが、今後の課題だと私は思います。それから、先ほど言われたデリバリー業者のことではありませんが、容器のことなど、県ができることがあると思います。食品は容器に入れて運びますが、容器にはいろいろな物を入れています。まだ1年経っていない、新しいものであっても、いつまで使用するのか。容器が汚れていれば、短時間で食品が汚染されてしまう。そういうことも含めて、管理をどうするか、という点を、もう少し指導に入れてもらいたいということです。意見として、発言さ

させていただきます。

○山田会長

事務局をお願いします。

○土肥衛生課長

ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、食品の営業者、事業者が一生懸命、清潔で衛生的に適切なものを製造・販売したとしても、最終ユーザーの県民の方が放置していたり、温度管理が悪かったということで、事故につながる可能性については、可能性としてはあると思います。そこで、県民の方々への食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの重要性については、大きいと思っております。そこを含めて、県民の方にもしっかりと情報共有できるように今後も務めて参ります。

○山田会長

いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の議論を踏まえて、答申をまとめたと思いますが、よろしいでしょうか。それではそのように知事への答申に反映させる意見を取りまとめることといたしますので、委員の皆様の御理解と御協力をお願いしたいいたします。

次に、答申に向けた今後のスケジュール等について、事務局から説明願います。

○生活衛生課 青山グループリーダー

10月に書面開催した第1回審議会において、第5次指針（素案）を示して諮問をさせていただき、前回の第1回審議会での御意見を踏まえ、第5次指針（案）を作成し、本日、第2回審議会において、御審議いただいているところでございます。

また、この第5次指針（案）は、今年27日からパブリックコメントを実施する予定となっております。本来であれば、パブリックコメントの意見を取りまとめ審議会においてお示しした上で答申をいただくべきところですが、今年12月で審議会委員の任期が満了してしまうという事情から、諮問をさせていただいた委員の皆様から答申をいただくために、現委員の任期中である今年12月末までに答申をいただきたく、このようなスケジュールで進めている次第です。御負担をおかけしますが、何卒、御理解をいただきたく、よろしく願いいたします。

本日いただきました御意見につきましては、県の考え方をとりまとめ、委員の皆様にご報告させていただきます。審議会からの答申に基づき、（案）を成案としていくとともに、パブリックコメントの結果と県の考え方を県議会に御報告させていただき、3月の神奈川県食の安全・安心推進会議を経て3月末に指針を策定するというスケジュールとなっております。スケジュールの説明は以上となります。

参考としまして、第4次指針策定時にいただいた答申書の写しを机上に配布しております。日程が厳しい状況でございますが、御理解を賜りますようお願いいたします。

○山田会長

ありがとうございます。第5次指針策定に向けた、今後のスケジュールについて御説明がありましたが、何か質問や意見はありますか。今回、先生方から御意見をいただいて、まず、「重点的取組み」

とされている「食品表示の適正の確保を推進する取組み」そして、「情報の共有化と意見交換を推進する取組み」そして、「リスクコミュニケーションを推進する取組み」に関する意見を中心に、知事への答申に内容を反映させていただくこととしたいと思っております。

それでは、本日の議論を踏まえて、今御説明のありましたスケジュールに沿って、答申をまとめたと思っておりますが、よろしいでしょうか。また、スケジュールが差し迫っていることから、恐縮ではありますが、答申作成の作業については、私に御一任いただくということで御了解いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

#### ○各委員

(了承の意)

#### ○山田会長

それではそのように答申書を作成し、知事あてに答申することといたしますので、委員の皆様の御理解と御協力をお願いしたいいたします。

では、次に、議題2「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針に基づく行動計画令和4年度(案)について」事務局から御説明いただいた後、御意見をいただきます。それでは事務局から資料の御説明を願います。

#### ○生活衛生課 植村技幹

神奈川県生活衛生課食品衛生グループの植村と申します。座って説明をさせていただきます。

それでは「かながわ食の安全・安心行動計画(令和4年度版)」(案)につきまして、説明をします。こちらで使う資料は、資料2と机上に追加で配布させていただきました、かながわ食の安全・安心行動計画(令和3年度版)この2つの資料を御覧いただきたいと思っております。この行動計画ですが、先ほど御審議いただきました、「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」(第5次)に基づき令和4年度に実施する具体的な事業計画を示すものとなっております。第5次指針の施策が第4次指針を引き継いでおりますので、大きな変更等はございません。具体的な変更点等を、行動計画の方は、内容を見ながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは資料2及び行動計画令和3年度版の1ページを御覧ください。こちらは、行動計画の位置付けというものを示しております。こちらについては、令和4年度に実施する具体的な事業計画を示すものである旨記載しており、実際にその指針の文言を受けて、修正の方を中ほどしております。2段落目、令和3年度版につきましては、第4次指針を基に記載をしておりますが、令和4年度に関しましては、第5次指針を受けて作るという形をとっております。そこで文言の修正といたしまして、「この3年間に発生した新たな課題」というものから、今回は「創設された新たな制度等に対応するための食品の安全性の確保の計画」というように、多少変更させていただいております。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、2ページの方を御覧ください。こちら条例と指針、行動計画の関係につきまして、図示をさせていただいております。条例に基づく指針を策定して、指針が3年間の中期の計画で、行動計画というのは、毎年、策定する単年度の事業計画ということで、お示しさせていただいております。

続きまして、資料2及び3年度版の3ページを御覧ください。こちらは、この取組みについての事

業体系図を示しております。3ページ目は目次的なものになっております。基本的には第4次指針から第5次指針に大きな変更がないことから、大きく変わったところは、ございません。また、重点的取組みにつきましては、囲み線で示しておりますけれども、第4次指針からの引き続きの内容となっておりますので、引き続きの内容になっております。こちらの事業体系図は、生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保、及びリスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）、こちらの二つを大きな目標として、これを達成していくため必要な10の施策を掲げております。

続きまして、7ページを御覧ください。7ページから12ページにかけては、生産段階における取組みというものを定めております。令和3年度、実績につきましては、いくつか表の中に書かせていただいておりますが、こちらについては、昨年度第2回の審議会におきましては12月末の数字を入れておりました。また、今年度は、まだ12月で現在、確定していませんので、1回目の審議会でお示しいたしました7月末の数字をそのまま入れさせていただいております。一部異なるところもありますので、実績、何月末時点というところを御覧ください。また、この計画全般に係るものですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、立入検査件数を見直し、集合型の説明会や講習会等を中止するなどの対応を行っております。また畜産農家等に対する指導等では、7月に県内で発生した豚熱防疫措置等のために、立ち入り検査数が減少するなどしております。ただし、本年度中に計画を達成する見込みがあるものについては、令和4年3月達成見込みと、記載をさせていただいております。

続きまして、資料2 令和3年度版の10ページをお開きください。両方の年度を見比べていただくような形となってしまい、申し訳ございませんが、10ページの下（4）農林畜水産物等の放射性物質検査及び指導の実施で、この記載について、少し修正させていただいております。こちらにつきましては、先ほどの第5次指針の文言を変えたことを受けて、「近年の検査結果、生産状況等を踏まえ、必要に応じて検査」と修正をいたしております。続きまして11ページの上、「放射性物質検査及び指導の実施」で、「県内で生産（漁獲）された農林畜水産物等の放射性物質検査」については、「近年の検査結果、生産状況等を踏まえ、検査の必要なものについて計画を策定し、…必要に応じて…指導」という形で、指針に合わせて変更させていただいております。令和4年度につきましてはこれに基づいて、検査計画の見直しをして参りたいと思います。

続きまして資料2、13ページを御覧ください。令和3年度版の方と比べていただきまして、「イ食品衛生責任者等衛生講習の実施」中、表の表題を変えさせていただいております。これまでは、「食品衛生講習会の開催」と記載をしておりましたが、ウェブを活用したeラーニング形式の実施を始めたことから、計画数は「対面」の講習会である旨を明らかにいたしました。対面の講習会は、今年140回を計画しておりましたが、やはり一部中止等している状況ではございます。来年度につきましては、121回開催する予定です。続きまして、16ページを御覧ください。こちら「6食品営業者等に対する監視指導等の実施」、「（1）食品営業施設等に対する監視指導」、この監視指導の計画数につきましては、1万8,807件、今年度実施する予定としておりましたが、来年度につきましては、1万4,541件としております。また、この下にあります、大規模製造・大規模調理施設の監視指導の計画数につきましても、今年、991件予定しているものから、来年度は778件というふうに下げしております。数は下がってはいますが、食品衛生法が改正されHACCPに沿った衛生管理が義務づけられたことから、監視指導方法を見直し、1回の監視時間、監視の前後に係る営業者とのやりとりが、かなり増えております。その結果、お互い多くの情報を共有することが可能となり、確認項目等が増えていることなどから、監視件数が若干、減っておりますけれども、監視による安全性の担保は、維持ができるとい

うふうに考えております。

続きまして、資料2の17ページを御覧ください。こちらにつきましても、と畜場、食鳥処理場等に関する監視指導におきまして、監視指導計画数の方は若干ですが、減らしております。と畜場に関してはと畜場法の改正に伴いまして、国から新たに示された方法に基づき監視体制の見直しをしております。食鳥処理場等の監視指導は、処理羽数が減少しておりますので、見直しを行っております。と畜場における衛生検査の(3)の「と畜場における衛生検査」の「イ食肉及び食鳥肉の動物用医薬品等の検査」につきましては、おめくりいただくと、表がございまして、検査の検体数というものを示しております。こちらに関しても今年度の計画数870検体から696検体とサンプリング数等の見直しを行っております。こちらは、生産及びと畜・解体段階における自主管理状況等を総合的に勘案して減らしております。

続いて18ページ、下の方の(4)流通食品等の抜き取り検査等について御覧ください。計画数2,935検体から2,433検体としておりますが、こちらでもHACCPに沿った衛生管理が義務づけられたということから、検体数を減らしております。

続きまして、20ページを御覧ください。令和3年度版では(6)の「輸入食品の安全性確保を推進する取組み」につきまして、アからウ、3つの取組みを行っておりましたが、令和4年度は、アとイ、2つの取組みに、見直しさせていただいております。これは、食品衛生法等が改正に伴い、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例を改正いたしまして、今年6月から食品等輸入事務所の届出制度を廃止しております。そのため第5次指針から、「条例に基づく届け出を行った食品等輸入業者に対して指導」という文言を削除していることから、合わせて指導という文言を削除しております。同じく、「ア食品等輸入事業者への監視指導」について削除し、「イ」で定めていた「食品等輸入事業者への情報提供」について「ア」に繰り上げをしております。食品等輸入事務所等の届け出等の廃止によりまして、緊急連絡体制を合わせて廃止し、代わりに、ホームページ等で情報提供を行うこととし、自主的な衛生管理に対する意識向上を図る、と変更しております。イの輸入食品の抜き取り検査に関しましては、検体計画数を昨年度の639検体から619検体に減らしておりますが、こちらは検査方法の見直しをしております。1検体当たりの検査項目数を増やすなど、効率的な検査を行うこととしております。

また、令和3年度版「(7)食品等の自主回収の報告制度の徹底等」につきましては、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に基づく自主回収の報告制度を廃止したこと、食品衛生法及び食品表示法で新たに自主回収の届出制度が規定されたことから、(7)につきましては、「届出」に文言を統一させていただいております。続きまして、資料2の22ページ、令和3年度版の23ページを御覧いただければと思います。こちらの「8食品表示の適正の確保の推進」、「イ食品の適正表示の啓発」ですが、令和3年度まで、食品関連事業者への対面講習会を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ここ数年、開催方法を見直ししていたことから、令和4年度につきましてはホームページ等で講習資料を用いた啓発を図ると変更しております。

続きまして、資料2の24ページの方を御覧ください。こちら「ケ食品表示に関する情報発信」は、昨年度から新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、食品表示セミナーの開催は見合わせておりましたが令和4年度につきましては、3回開催することとしております。ただし感染症の状況によっては集合開催ではなく、ホームページに資料掲載をすることもするというふうには、注意書きをさせていただいております。

続きまして、25ページを御覧ください。「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」

の部分ですけれども、こちらの「9情報の共有化の推進」の「アかながわ食の安全・安心基礎講座等の開催」も、今年度は、「基礎講座」や「大学生等を対象とした食の安全・安心ラボの開催」を見合わせておりましたが、令和4年度は、令和2年度と同じ数を予定しております。ただ、こちらも、感染症の状況によっては、開催方法をホームページによる資料掲載やオンラインによる開催等となる場合があるとしております。

続きまして、めくっていただきまして、資料2の27ページを御覧ください。27ページの中ほど「ク食育の推進に関する施策と連携した情報提供」については、先ほどもお話しさせていただきましたが、食育のための食品安全リーフレットの発行を今年度は県のホームページに掲載という形をとっていましたが、やはり紙での配布が望ましいという学校関係者の声が多かったことから、4年度につきましては、県内の全小学校を対象に配布することとしました。こちらは公立、私立すべての小学校に対して配布する予定としております。

もう一枚めくっていただきまして資料2と令和3年度の28ページを御覧ください。「10関係者による意見交換の促進」「アかながわ食の安全・安心キャラバン」の開催ですが、これは関係者間で意見交換を行って、県の施策に反映するための重要な事業ではありますが、関連者間で意見交換をするというところで、どうしても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせホームページの資料掲載という形にしたいと考えております。また、インターネットアンケート等を活用した意見募集が29ページのイにあります。委員からの御意見のとおり、アンケートの協力者が必ずしも多くないことから、ホームページへの掲載方法や周知方法を、気軽に答えていただけるようにより一層工夫するよう努力し、多くの方から御意見をいただけるようにしてまいりたいと思います。

資料2の30ページから、36ページにつきましてはこの行動計画に係る用語の解説としております。指針とも整合性を図ったものとさせていただいております。大きく変わった部分はありません。資料2の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○山田会長

ありがとうございます。本審議会では、これまで指針の策定及び変更にあたり、その内容について審議を行っており、この指針に基づく行動計画ですので、審議会から意見を述べたいと思います。では、委員の先生方、御発言をおねがいします。阿部委員お願いします。

#### ○阿部委員

2点ありまして、26ページの「小学生への食の安全・安心の情報提供」で「小学生を対象としたホームページを開設し」というところで、現在、「かながわの食品衛生-キッズページ」というものがあると思います。1年前から作成中のコンテンツが結構ありましたが、現在も半数弱くらいは作成中ですが、これは、今後いつごろ、全部完成されるのか予定があるのか教えていただきたいのが1点と、27ページの食育の推進に関するリーフレット、来年度は配布ということですが、私も小学生の子供がいるのですが、結構、プリントが多く配られます。なかなかプリントだけもらっても、学校に関する物以外は、サッと見て捨ててしまうパターンが多く、プリントだけ渡すのではあまり効果が薄いのかという気がしますので、例えば、資料と絡めてプリントを出すとか、何か工夫があったほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

#### ○生活衛生課 植村技幹

キッズページにつきましては、私共も懸案としておまして、今、おそらく2時間目とか3時間目のところで、まだ給食の時間まで作成できていないと思いますが、今年度中にいくつか完成させたいというふうに考えてはおります。徐々にですが、充実させなければならないということで、今年度中に1コマは開設させたいと思っております。完成の目処が申し上げられなくて大変申しわけありません。言い訳となりますが、ホームページは我々職員が作成しており、プロの技術には敵わないところがございまして、試行錯誤しながら作成しております。プリントにつきましては、委員がおっしゃるように、やはり配られるだけだと、使い道が無いというお話も確かにありますが、リーフレットを配布すると、学校の中には、調理実習の前に一緒に配って見るなど、授業の資料の一つとして使う先生もいらっしゃるようです。また、今年度も作成した旨を周知した際にアンケートを行ったところ、学校の先生方からは、このようなリーフレットは印刷したものが欲しいといった意見がありましたので、来年度に関しては、また、紙での配布を行いたいと思っております。委員からいただいた、何かに絡めてはいかがか、という御意見については、検討させていただきたいと思っております。以上です。

#### ○山田会長

栄養教諭の先生も小学校にはいらっしゃると思いますので、ぜひ、連携を考えていただければと思います。鵜飼委員どうぞ。

#### ○鵜飼委員

県漁連の鵜飼と申します。よろしくお願ひします。8ページですが、改めて読ませていただいて、まず1点目の「漁港における衛生対策」について伺います。漁港という場所の中での衛生対策ということで、確かに貝毒の情報提供やリスク管理という、細かい点も必要であるとは思いますが、やはり市場ですね、水揚げをする、そういう場所の衛生管理は、やはり高度な衛生管理を意識して指導していただけたらと思いますが、その点いかがでしょうか、というのが1点です。また、今、お話しさせていただいた高度衛生管理の中に、今回の計画等で、HACCPが相当言われておりますが、この文章の中に、「HACCPに沿って」という言い方と、「HACCPに基づいた」という考え方、それから、「HACCPの考えを取り入れる」という、3つぐらいあり、その書き方が違うのですが、これは違いがあるのでしょうか。それを教えていただきたい。その2点でございます。

#### ○滝口水産課長

水産課長の滝口でございます。行動計画の「漁港における衛生対策の充実」につきましては、貝、真鶴港の件で掲載させていただいております。たとえば三崎漁港では、高度衛生管理型の市場施設を整備しておりますが、その施設の運用部分につきましても、しっかりと意識していきたいと思っております。

#### ○生活衛生課 植村技幹

HACCPに関しての文言についてですが、食品衛生法で制度化されたものとして「HACCPに沿った衛生管理」を使っております。HACCPに沿った衛生管理の中には二つございまして、その1つが「HACCPに基づいた衛生管理」というもの。もう1つが「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」というものになっております。考え方を取り入れた衛生管理が、小規模事業者等を対象



にした衛生管理を指しているなど、そういったところで若干使い分けさせていただいております。

○鵜飼委員

そうすると、例えば、市場ですね。神奈川県漁港の場合は、どれになるのでしょうか。

○生活衛生課 植村技幹

食品衛生法の場合、市場で大きく関わってくるのは「魚介類競り売り営業」かと思います。従事者の数に基づきまして、50人以上、従事者がいる場合については、HACCPに基づいた衛生管理が義務づけられてきます。どちらの衛生管理が求められるかは、市場の大きさ、従事者数等が関わってくるかと思いますが、県下では、考え方を取り入れたというところでの指導が多いのでは、と思います。

○鵜飼委員

そうすると、今、水産課長がおっしゃるように実施している部分もあるでしょうけれど、例えば、地域のいろいろな漁協が主催している市場があるわけですね。そういうところは、基本的な考え方を取り入れてやってもらいたいということを、推奨していくことができるということでしょうか。

○生活衛生課 植村技幹

そうですね。HACCPの考え方を取り入れた衛生管理ということで、できると思います。また、考え方を取り入れた衛生管理については、各団体が手引書というものを作成して厚生労働省が確認しております、その手引書に沿って行うことで、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」をしていただくことが可能となっております。

○鵜飼委員

わかりました。ありがとうございました。

○山田会長

他に委員の方からありますでしょうか。柿本委員お願いします。

○柿本委員

御説明ありがとうございました。私から、質問というかコメントさせていただきます。参考資料の3の19ページの情報発信のところ、今年度の7月までの数字が出ていますが、とても数字が低いように思われます。これは、3月末で去年、一昨年と同じような数字になる可能性はあるのかということ。ツイート数とか、インプレッション数なども結構、低いと思いますので、その原因と考えられるようなものがあるのか、あるとすれば、令和4年度については、数字を上げる工夫など計画があるのかどうか教えていただければと思います。

○生活衛生課 植村技幹

ホームページのアクセス数につきましては、7月末ということで、かなり低い数字とはなっております。現在のアクセス数は、前年度からは若干減っているようですが、7月末よりは増えている状況

でございます。また、ツイート数につきましては、確かに今年度7月末までは、非常に数が少なかったのですが、これは、コロナの影響がございまして、7月、8月頃はコロナの患者数がかなり多かった時期であり、そちらの方に、どうしても県を挙げて対応せざるを得なかったことで、ツイート数が少なくなってしまったということがございます。9月以降につきましては、なるべくツイートを上げてということで、最低でも毎月に1、2回、上げているところです。最近も、ちょうどクリスマス時期ということで、食品安全委員会がローストビーフなどの低温調理に関する動画を掲載していたので、リンクしたことをツイートいたしました。ホームページの閲覧数や、ツイッターについては、今後の課題とさせていただきます、数を上げていくよう努力してまいります。

○山田会長

よろしいでしょうか。水谷委員お願いします。

○水谷委員

ちょっと分からないのですが、いろんな数字にしても、神奈川県の場合、政令指定都市が県内にありますが、これらの政令指定都市3市と県が、別にやられていることがあると思います。いろんなデータがあって、件数があると思いますが、同じことを市がやっても除外しているとか、統計的な違いなどあるのでしょうか。

○生活衛生課 植村技幹

先ほど御説明した衛生管理に関する件数等は、政令市は除かれております。保健所設置市はそれぞれで別途こういった計画を立てておりますので、横浜、川崎、相模原、横須賀、藤沢、茅ヶ崎の6市を除いた数となっております。

○水谷委員

そういうのは例えば、県としてまとめて発表するというわけにはいかないでしょうか。私は川崎市なのですが、川崎市では別にあつたように記憶しております。そのあたりは、県として、いろいろ行政間で難しい所もあると思いますが、できれば合わせて、全神奈川県のデータとしていただくと、非常に県民意識が高まると思うんです。

○生活衛生課 植村技幹

こういった計画につきましては、それぞれの自治というものがありますので、今回の行動計画の案につきましては、神奈川県のみというようにさせていただいております。

○山田会長

ありがとうございます。さらに、本日、欠席の委員から御意見等がございましたか。

○生活衛生課 植村技幹

はい。本日、欠席された吉田委員から御意見をいただいております。こちらの資料の2の29ページと、参考資料の3の19ページの部分に関することということで、御意見をいただいております。読み

上げさせていただきます。

『県の皆様の取り組みが良い方向に向かっていると思います。令和3年は感染症に目が行きがちではありますが、ホームページでの発信やツイッターを活用した情報発信は効果的であるかと思います。分かりやすい情報発信を引き続きどうぞよろしくお願いいたします。現在、学生の様子をみていると、興味ある内容の情報入手などは、インスタグラムが中心となっております。#（ハッシュタグ）で検索しているのが主流です。低年齢の県民に対しても興味を持ってもらうためには、インスタグラム等やラインなどもうまく利用することで、意識向上につながるのではないかと思います。』という御意見でした。

○山田会長

この御意見に関して、事務局から何か御説明ありますでしょうか。

○生活衛生課 植村技幹

情報発信の重要性については、十分認識をしております。御意見を参考にさせていただいて、利用する発信ツールにつきましては、検討を重ねて参りたいと思います。以上です。

○山田会長

磯崎先生お願いします。

○磯崎委員

先ほどの小学生へのリーフレットの件ですが、リーフレットを配る時は、どういうルートで、つまり、教育委員会を通じて、それとも市町村の役所を経由してなのか教えていただきたい。医師会でも医療的ケア児の特別支援家庭の問題、サポートの関係があり、教えていただければと思います。どういった指揮系統をとっているのか教えていただきたい。

○生活衛生課 植村技幹

基本的に教育委員会を通じて、必要な枚数を聞き取り配布させていただいております。

○山田会長

ありがとうございます。他に委員の方からありますでしょうか。秋山委員お願いします。

○秋山委員

秋山です。教えていただきたいことがあって、お伺いするのですが、参考資料3の22ページ、今、ノロウイルスの食中毒に注意しなくてはならない時期で、様々な形で注意喚起されていると思います。令和3年の数字ですと、食中毒の発生件数1件、食中毒患者数が2人とあるのですが、新聞発表というのは集団発生の場合に行うとか、基準があるのでしょうか。時折、記事を見ることがあるのですが、どういう基準で発表されているのか教えていただきたい。

○土肥生活衛生課長

食中毒の発生に関しましては、基本的には公表させていただきますが、例えば、家庭内で起きた食中毒については、公表しない場合もございます。ただ、公表の目的が、例えばお店で食中毒が発生した場合に、他の方も利用している場合は、その方に健康被害がないか、被害の拡大、そういったことも含めて、公表を原則としております。

○山田会長

他にありますでしょうか。いろいろな御意見をいただきありがとうございました。本日の意見につきましては、当局において行動計画を策定するにあたり、委員の方々からの意見を踏まえて検討いただきますようお願いいたします。最後に、事務局から何かありますか。

○生活衛生課 青山グループリーダー

審議会後、年末のお忙しいところではありますが、答申書の作成や審議会議事録の確認等御対応よろしく願いいたします。特に、審議会の議事録は、公表となりますので、今年末、今月末の任期終了後に確認いただくこととなり、確認が年明け1月以降までかかってしまう場合があるかと思えます。大変申し訳ございませんが、委員の皆様の御協力をよろしく願いいたします。

○水谷委員

今の話は、スケジュール的には、いつになるのでしょうか。それがわかれば、準備することができますし、年末の31日に来ても困ってしまいます。

○生活衛生課 青山グループリーダー

審議会の議事録の方が、年明け1月半ばぐらいまでには皆様の方にお送りさせていただきたいと思えますので、御発言の部分等の記録内容に間違いがないかを確認いただければと思っております。

○山田会長

よろしいでしょうか。以上で、本日予定していましたが内容は終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○土肥生活衛生課長

山田会長、進行いただきまして、ありがとうございました。審議会の委員の皆様、長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。第1回、そして今回いただきました御意見を踏まえまして、第5次の指針、そして来年度の行動計画をしっかりと、作り上げていきたいと思っております。それではこれをもちまして、令和3年度第2回食の安全・安心審議会を閉会いたします。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。